

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エリトリア	食糧援助に関する日本国政府と エリトリア国政府との交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 小麦及びその輸送に必要な役務の供与	100,000千円 H17.3.31まで	H16.4.26 ナイロビ (ケニア) で (同日)	日本側 浅見真在エリトリ ア大使 エリトリア側 モハメド・ アリ・オヤロ在ケニア エリトリア大使	H16.11.29 770号
エリトリア	アスワラーマッサラ間道路橋梁 ^{（橋）} 改修計画のための贈与に関する 日本国政府とエリトリア国政府 との間の交換公文	アスワラーマッサラ間道路橋梁改修計画を実施する ために必要な 1. 橋梁の建設及び改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	270,000千円 H17.3.31まで	H16.8.13 アスワラ で (同日)	日本側 花谷卓治在エリト リア大使館公使 エリトリア側 ウォルダイ ・ツツル国家開発大臣	H17.3.28 157号
エリトリア	食糧援助に関する日本国政府と エリトリア国政府との交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 小麦及びその輸送に必要な役務の供与	100,000千円 H18.3.6まで	H17.3.7 ナイロビ (ケニア) で (同日)	日本側 宮村智在エリトリ ア大使(ケニアにて兼轄) エリトリア側 トウームズ ギ・テスファ在ケニア エリトリア臨時代理大使	H17.6.20 448号
エリトリア	食糧増産援助に関する日本国政 府とエリトリア国政府との間の 交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資並びにそ の輸送及び調達に必要な役務の供与	300,000千円 H17.3.31まで	H17.3.7 ナイロビ (ケニア) で (同日)	日本側 宮村智在エリトリ ア大使(ケニアにて兼轄) エリトリア側 トウームズ ギ・テスファ在ケニア エリトリア臨時代理大使	H17.6.22 470号
エリトリア	アスワラーマッサラ間道路橋梁 ^{（橋）} 改修計画のための贈与に関する 日本国政府とエリトリア国政府 との間の交換公文	アスワラーマッサラ間道路橋梁改修計画を実施する ために必要な 1. 橋梁の建設及び改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	393,000千円 H18.3.31まで	H17.8.8 ナイロビ (ケニア) で (同日)	日本側 宮村智在エリトリ ア大使(ケニアにて兼轄) エリトリア側 モハメド・ アリ・オヤロ在ケニア エリトリア大使	H17.8.30 865号
エリトリア	食糧援助に関する日本国政府と エリトリア国政府との間の交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 小麦及びその輸送に必要な役務の供与	200,000千円 H18.3.31まで	H17.8.8 ナイロビ (ケニア) で (同日)	日本側 宮村智在エリトリ ア大使(ケニアにて兼轄) エリトリア側 モハメド・ アリ・オヤロ在ケニア エリトリア大使	H17.8.30 866号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。